



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第18号)

目次

ページ

規則

○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

2

規則

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十五号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「森林係長又は林業政策係長」を「総務森林係長又は地域林業支援係長」に改める。

第九条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第九条の二第二項中「第四百七条の十五第一項及び第五百十條の三」を「第五百十條の三第一項」に、「並びに」を「及び」に改め、「(第四十四條の六において準用する場合を含む。)」を削る。

第十二條の二第一項中「種別割」を「自動車税」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第十五條第二項ただし書中「環境性能割及び種別割」を「自動車税」に改める。

第二十一條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十七條の二第六号中「附則第十二條の二」を「附則第十二條の二の二」に改める。

第四十二條の十五から第四十二條の二十までを次のように改める。

第四十二條の十五から第四十二條の二十まで 削除

第四十二條の二十一第一項中「第四百七条の十五第一項」を「第五百十條の三第一項」に改める。

第四十二條の二十四第一項中「第四百七条の十五第三項」を「第五百十條の三第三項」に改める。

第四十三條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第四十四條第一項第二号及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第四十四條の二を次のように改める。

(条例第六十二條第一項の身体障害者等の範囲)

第四十四條の二 条例第六十二條第一項に規定する身体障害者等は、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の級別

障害の区分	専ら身体障害者本人が運転する場合	専ら身体障害者の通学、病院、通所又は生業のために、当該身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者を常時介護する者が運転する場合
視覚障害	一級から四級までの各級	同上
聴覚障害	二級及び三級	同上
平衡機能障害	三級	同上
音声機能障害	三級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	同上
上肢不自由	一級及び二級	同上
下肢不自由	一級から六級までの各級	一級から三級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級	一級から三級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級	同上
上肢機能移動機能	一級から六級までの各級	一級から三級までの各級
心臓機能障害	一級及び三級	同上
腎臓機能障害	一級及び三級	同上
呼吸器機能障害	一級及び三級	同上
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級	同上
小腸の機能障害	一級及び三級	同上
ヒト免疫不全ウ	一級から三級までの各級	同上

心臓機能障害	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	音声機能障害	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害	障害の区分	専ら戦傷病者本人が運転する場合	重度障害の程度又は障害の程度
									特別項症から第四項症までの各々項	特別項症から第四項症までの各々項
特別項症から第三項症までの各々項	特別項症から第六項症までの各々項及び第一款症から第三款症までの各々項	特別項症から第六項症までの各々項及び第一款症から第三款症までの各々項	特別項症から第三項症までの各々項	特別項症から第二項症までの各々項(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	特別項症から第四項症までの各々項	特別項症から第四項症までの各々項	特別項症から第四項症までの各々項	特別項症から第四項症までの各々項	特別項症から第四項症までの各々項	特別項症から第四項症までの各々項
同上	特別項症から第四項症までの各々項	特別項症から第三項症までの各々項	同上	同上	同上	同上	同上	戦傷病者を常時介護する者が運転する場合	専ら戦傷病者の通学、通院、通所又は生業のために、当該戦傷病者と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者を常時介護する者が運転する場合	同上

二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

腎臓機能障害	特別項症から第三項症までの各々項	同上
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各々項	同上
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各々項	同上
小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各々項	同上
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各々項	同上

注 戦傷病者手帳の等級欄に㊦と表示されている場合の第七項症は第一款症と、第一款症は第二款症と、第二款症は第三款症と、第三款症は第四款症と、第四款症は第五款症とし、それぞれ適用すること。

三 療育手帳の交付を受けている者のうち重度の障害の程度に該当する障害を有するもの(以下この号及び第四十四条の三の二第一項第三号において「重度知的障害者」という。)。ただし、当該重度知的障害者と生計を一にする者又は当該重度知的障害者を常時介護する者が運転する自動車にあつては、専ら当該重度知的障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合に限る。

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五十五号)第六条第三項に規定する一級の障害を有するものであり、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第三項の規定による自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)の交付を受けているもの(以下この号及び第四十四条の三の二第一項第四号において「一級精神障害者」という。)。ただし、当該一級精神障害者と生計を一にする者又は当該一級精神障害者を常時介護する者が運転する自動車にあつては、専ら当該一級精神障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する場合に限る。

第四十四条の三第一項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項本文の受理印の押印について、当該手帳の余白に受理印を押すことが困難である場合は、受理印の押印に代えて、知事が定める方法による。

第四十四条の三の二を次のように改める。

(条例第六十三條第一項の身体障害者等の範囲等)

第四十四条の三の二 条例第六十三條第一項に規定する身体障害者等は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から四級までの各級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能障害	三級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級
上肢機能移動機能	一級から六級までの各級
心臓機能障害	一級及び三級
腎臓機能障害	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級
小腸の機能障害	一級及び三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から三級までの各級

二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

注 戦傷病者手帳の等級欄に⑤と表示されている場合の第七項症は第一款症と、第一款症は第二款症と、第二款症は第三款症と、第三款症は第四款症と、第四款症は第五款症とし、それぞれ適用すること。

三 重度知的障害者

2 条例第百六十三条第一項に規定する構造上身体障害者等の利用に専ら供するため
の自動車は、次の各号のいずれかの装置を装着するものとする。

- 一 車椅子の昇降装置
- 二 車椅子の固定装置
- 三 浴槽

四 超低床型バス(床面の高さが空車状態において三百五十ミリメートル以下で、かつ、全ての乗降口に踏み段がなく、少なくとも一つの乗降口の幅が十分に広いバスをいう。)に係るスロープ板及び車高調整装置

五 その他身体障害者等のための特別の装置

第四十四条の四の見出し中「種別割」を「自動車税に」に改め、同条中「種別割

に」を「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。
第四十四条の五の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四十四条の六を削る。

第五十条の表第七号の二様式の項、第八号の二様式の項及び第十一号様式の項から第十一号の三様式の項までの規定中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、同表第十五号の二様式の項中「及び自動車税(環境性能割)」を削り、同表第十六号の三様式の項から第十六号の五様式の項まで、第四十四号の二様式の項、第四十九号の五様式の項、第四十九号の六様式の項、第五十号の四様式の項及び第五十号の五様式の項中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、同表第五十六号の二様式の項を削り、同表第五十七号の三様式の項中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、同表第五十七号の四の二様式の項を次のように改める。

第五十七号の四の二様式	削除
-------------	----

第五十条の表第五十七号の七様式の項を次のように改める。

第五十七号の七様式	削除
-----------	----

第五十条の表第七十三号様式の項から第七十一号様式の項までを次のように改める。

第七十三号様式から第七十一号様式まで	削除
--------------------	----

第五十条の表中

第七十二号様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免申請書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)	条第四十七 条の十九第二項 条第六十二 条第二項
第七十三号様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免申請書(精神障害者に係る自動車)	

を

第七十二号様式	自動車税減免申請	条第六十二
---------	----------	-------

に改め、同表第十

第七十三号様式	書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)	条第二項
	自動車税減免申請書(精神障害者に係る自動車)	

三号の二様式の項中「自動車税(環境性能割・種別割)」を「自動車税」に改め、「条第四十七号の二十第四項」を削り、同表第七十三号の三様式の項を削り、同表中

第七十四号様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	第四十二 条の十 六 第四十三
第七十四号の二様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免承認通知書(精神障害者に係る自動車)	
第七十四号の三様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	
第七十四号の四様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免承認通知書(身体障害者等に係る自動車)	
第七十四号の五様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	
第七十五号様式	自動車税(環境性能割・種別割)減 免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	

を

第百十五号の様式	能割・種別割)減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)(手処理用)	自動車税(環境性能割・種別割)減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)(手処理用)
第百十四号の様式	自動車税減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)	自動車税減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)
第百十四号の二の様式	自動車税減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)	自動車税減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)
第百十四号の三の様式	自動車税減免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	自動車税減免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)
第百十四号の四の様式	自動車税減免承認通知書(身体障害者等に係る自動車)	自動車税減免承認通知書(身体障害者等に係る自動車)
第百十四号の五の様式	自動車税減免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)	自動車税減免承認通知書(身体障害者等の利用に供する自動車)
第百十五号の様式	自動車税減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)(手処理用)	自動車税減免承認通知書(身体障害者・戦傷病者・知的障害者に係る自動車)(手処理用)

第四十三条

に改め、同表第百十

第百十五号の様式	自動車税減免承認通知書(精神障害者に係る自動車)(手処理用)
----------	--------------------------------

五号の三様式の項及び第百十五号の三の二様式の項を次のように改める。

第百十五号の三様式及び第百十五号の三の二様式	削除
------------------------	----

第五十条の表第百十五号の四様式の項及び第百十七号の二様式の項中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、同表第百十七号の二の二様式から第百十七号の五様式までの項から第百十七号の七様式の項までを次のように改める。

第百十七号の二の二様式から第百十七号の七様式まで	削除
--------------------------	----

第五十条の表第百十七号の二十五様式の項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第三項」に改め、同表第百十八号様式の項から第百二十一号様式の項まで、第百二十二号の三様式の項及び第百二十二号の五様式の項から第百二十三号様式の項までの規定中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、同表第百二十三号の二様式の項中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に、「口座振替用・集合納付用・窓口交付用・ペイジー、クレジットカード及びスマートフォンアプリ納税者用」を「集合納付用・窓口交付用」に改め、同表第百二十三号の五様式の項中「第百四十七条の十五第一項」を「第百五十条の三第一項」に改める。

附則第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。
第七号の二様式及び第八号の二様式中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改める。

第九号様式中「収受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。
第十号様式中「附則第22項」を「附則第21条」に、「収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「自動車税事務所へ送付する」を「自動車税事務所へ送付する。」に改める。
第十一号様式中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に、「収納受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。
第十一号の二様式及び第十一号の二の二様式中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に改め、

「なお、口座振替の方法により納税された場合、納税証明書を6月」を「」に改め、上旬に送付します。

第二十号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」及び「収納受託者」や「指定公金事務取扱者」を添付する。

第二十一号の三欄に「収納受託者」や「指定公金事務取扱者」を添付する。

第二十四号の三欄に

2 自動車税 (環境性能割) の納付書 (更正又は決定に係るものに限る。) は、この様式に準ずる。

この場合には、第1片、第2片及び第3片中「軽油引取税」とあるのは「自動車税 (環境性能割)」と、「群馬県 事務所」とあるのは「群馬県自動車税事務所」と、第1片及び第3片の裏面注意事項1中「行政県税事務所」とあるのは「自動車税事務所」とする。

3 この様式による納入 (付) 書によって納入 (付) を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。

2 この様式による納入 (付) 書によって納入 (付) を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。

第二十号の三欄に「自動車税 (種別割) 及び環境性能割」や「自動車税」及び「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

第二十号の三欄に「収納受託者」や「指定公金事務取扱者」を添付する。

第二十一号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」及び「収納受託者」や「指定公金事務取扱者」を添付する。

第二十二号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

第二十三号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

第二十四号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

第二十五号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

第二十六号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

第二十七号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

3 この様式により自動車税 (環境性能割) の線上徴収をする場合には、第1片及び第3片中「群馬県 事務所長」とあるのは「群馬県自動車税事務所長」と、第1片及び第3片の裏面注意事項中「行政県税事務所」とあるのは「自動車税事務所」と、「当事務所」とあるのは「自動車税事務所」として使用する。

4 この様式による告知書によって納入 (入) を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。

3 この様式による告知書によって納入 (入) を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。

を添付する。

第二十号の三欄に

3 この様式により自動車税 (環境性能割) の線上徴収をする場合には、第1片及び第3片の裏面注意事項中「行政県税事務所」とあるのは「自動車税事務所」と、「当事務所」とあるのは「自動車税事務所」として使用する。

4 この様式による告知書によって納入 (入) を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。

3 この様式による告知書によって納入 (入) を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。

を添付する。

第二十四号の三欄に「印」を添付する。

送達すべき書類の名称

送達すべき書類の名称

書類を特定必要な情報

送達すべき書類を特定するために必要な

第二十四号の三欄に「掲示」や「公示」を添付する。

送達すべき書類を特定するために必要な

べき書類の名称

送達すべき書類を特定するために必要な

情報

を添付する。

第二十五号の三欄に「自動車税 (種別割) 又は旧法による自動車税」や「自動車税」及び「自動車税 (種別割)」を添付する。

第二十六号の三欄に「自動車税 (種別割)」を添付する。

第二十七号の三欄に

3 自動車税 (環境性能割) の督促状は、この様式に準ずる。この場合には、表面中「群馬県 事務所長」とあるのは「群馬県自動車税事務所長」とする。

を添付する。

第二十八号の三欄に「自動車税 (種別割)」や「自動車税」を添付する。

第二十九号の三欄に「自動車税 (種別割)」を添付する。

第三十号の三欄に「自動車税 (種別割)」を添付する。

第三十一号の三欄に「自動車税 (種別割)」を添付する。

第三十二号の三欄に「自動車税 (種別割)」を添付する。

第三十三号の三欄に「自動車税 (種別割)」を添付する。

第五十七号の四の三様式中「自動車税(環境性能割)・自動車税(種別割)」や「自動車税(種別割)」及び「自動車税(環境性能割)又は自動車税(種別割)」や「自動車税(種別割)」及び「自動車税(種別割) 領収」や「自動車税領収」に於ける。
 第五十七号の五様式中「、自動車税(環境性能割)」に於ける。
 第五十七号の七様式及び次のとおりとする。

第五十七号の七様式 削除
 第六十二号様式中

(別表 ㉓)	(別表 ㉔)
(別表 ㉕+㉖)	(別表 ㉗+㉘)
(別表 ㉙)	(別表 ㉚)
(別表 ㉛+㉜)	(別表 ㉝+㉞)

と

と「A」及び「B」及び「C」

「D」及び「E」及び「F」及び「G」及び「H」及び「B」及び「E」及び「G」及び「H」に於ける。

第五十三号様式から第五十一号様式までの次のとおりとする。

第五十三号様式から第五十一号様式まで 削除

第五十一号様式中「自動車税(環境性能割・種別割) 減免」及び「自動車税減免」に

於ける「第147条の19第2項又は」及び「(環境性能割及び種別割)」に於ける「自動車税(種別割)の」及び「自動車税の」に

減免を受けようとする額	自動車税(種別割)	円
	自動車税(環境性能割)	円

と

減免を受けようとする額		円
		円

と

「県国保支援課長」及び「県地域福祉課長」に

「1 この申請書は、自動車税(環境性能割)にあつては自動車税(環境性能割)の申告書を提出する時又は日までに、自動車税(種別割)で普通徴収の方法により納付するものにあつては納期限までに、自動車税(種別割)で証紙徴収の方法により納付するものにあつては自動車税証紙によりその税額を納付することとされている際に、提出してください。

「1 この申請書は、普通徴収の方法により納付するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法により納付するものにあつては自動車税証紙によりその税額を納付することとされている際に、提出してください。

「群馬県健康福祉部国保支援課長 群馬県健康福祉部地域福祉課長
 群馬県 保健福祉事務所長 群馬県 保健福祉事務所長
 福 祉 事 務 所 長 保 福 祉 事 務 所 長
 町 村 長 市 長

と「第147条の19第2項及び」に於ける。
 第五十三号様式中「自動車税(環境性能割・種別割) 減免」及び「自動車税減免」に於ける「第147条の19第2項又は」及び「(環境性能割及び種別割)」に於ける「自動車税(種別割)の」及び「自動車税の」に

減免を受けようとする額	自動車税(種別割)	
	自動車税(環境性能割)	

と

減免を受けようとする額	円
-------------	---

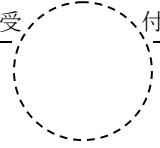
「、高崎市の場合は、市保健所長」を「の場合は市保健所長、高崎市の場合は担当課長」に改める。

「1 この申請書は、自動車税（環境性能割）にあつては自動車税（環境性能割）の申告書を提出する時又は日までに、自動車税（種別割）で普通徴収の方法により納付するものにあつては納期限までに、自動車税（種別割）で証紙徴収の方法により納付するものにあつては自動車税証紙によりその税額を納付することとされている際に、提出してください。」

「1 この申請書は、普通徴収の方法により納付するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法により納付するものにあつては自動車税証紙によりその税額を納付することとされている際に、提出してください。」

改める。
第百十三号の二様式を次のように改める。

第113号の2様式

受 付 		自動車税減免申請書 (身体障害者等の利用に供する自動車) (県税条例第163条第2項の規定による申請書)			
		群馬県知事あて	申請年月日	年 月 日	
申請者	住所 (所在地)				
	フリガナ 氏名 (法人の場合は、法人名及び代表者名)				
この申請について応答する担当者の氏名			電話番号		
年度の自動車税について、次のとおり減免してください。					
自動車の登録番号					
減免申請税額		年度分		円 普通徴収・証紙徴収	
身体障害者等専用構造自動車	申請車両を利用する身体障害者等	住所	申請車両の運行内容	目的	
		氏名		使用頻度	
		生年月日		目的地の名称・所在地	
		電話番号			
		申請者との続柄			
添付書類	1 売買契約書の写し又は注文書 2 構造変更した部分の写真 3 その他知事が指示する書類				

注 この申請書は、普通徴収の方法により納付するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法により納付するものにあつては自動車税証紙によりその税額を納付することとされている際に、提出してください。

第百十三号の三様式を削る。

第百十四号様式及び第百十四号の二様式中「自動車税（環境性能割・種別割）」や「自動車税」に改める。「第 4 2 条の 1 6 又は」を並べて

減免承認税額	自動車税 (種別割)	年度分 円	を
	自動車税 (環境性能割)	円	

減免承認税額	年度分 円	を 「自動車税（環境性能割）」
	円	

及び種別割)」や「自動車税」に改める。

第百十四号の二様式中「自動車税（環境性能割・種別割）」や「自動車税」に改める。
「第 4 2 条の 1 6 又は」を並べて「自動車税（環境性能割及び種別割）」や「自動車税」に「自動車税（種別割）減免」や「自動車税減免」に

減免承認税額	自動車税 (種別割)	年度分 円	普通徴収・証紙徴収
	自動車税 (環境性能割)	円	

を

減免承認税額	年度分 円	普通徴収・証紙徴収
--------	----------	-----------

に改める。

第百十四号の四様式及び第百十四号の五様式中「自動車税（環境性能割・種別割）」や「自動車税」に改める。「第 4 2 条の 1 6 又は」を並べて「自動車税（環境性能割及び種別割）」や「自動車税」に

減免承認税額	自動車税 (種別割)	年度分 円	普通徴収・証紙徴収
	自動車税 (環境性能割)	円	

を

減免不承認税額	年度分 円	普通徴収・証紙徴収
---------	----------	-----------

に改める。

第百十五号様式及び第百十五号の二様式中「自動車税（環境性能割・種別割）」や「自動車税」に改める。「第 4 2 条の 1 6 又は」を並べて

減免税額	自動車税 (種別割)	年度分 円
	自動車税 (環境性能割)	円

を

減免承認税額	年度分 円
--------	----------

「自動車税（環境性能割及び種別割）」や「自動車税」に改める。

第百十五号の三様式及び第百十五号の二の二様式中の二の二様式を削る。
第 1 1 5 号の 3 様式及び第 1 1 5 号の 3 の 2 様式 削除

第百十五号の四様式及び第百十七号の二様式中「自動車税（種別割）」や「自動車税」に改める。

第百十七号の二の二様式から第百十七号の七様式まで

第 1 1 7 号の 2 の 2 様式から第 1 1 7 号の 7 様式まで 削除

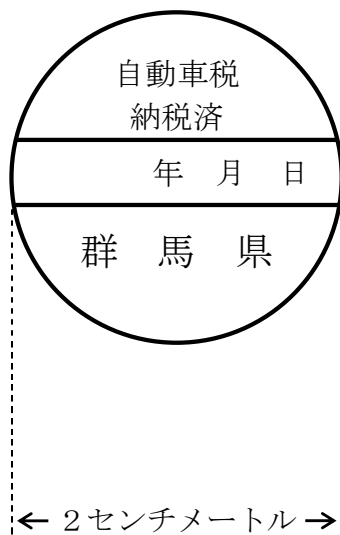
第百十七号の二の二様式中「第 2 1 条第 4 項」や「第 2 1 条第 3 項」に改める。

第百十八号様式から第百二十号様式までの規定中「自動車税（種別割）」や「自動車税」に改める。

第百二十一号様式を次のように改める。

第121号様式

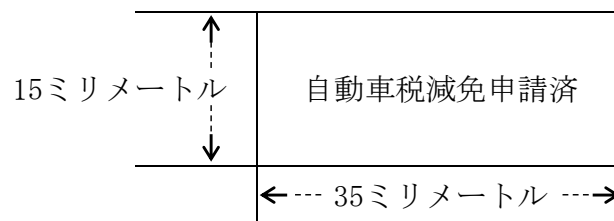
自動車税納税済印



第百二十二号の三様式及び第百二十二号の五様式から第百二十二号の十一様式までの規定中「四學冊表(附三冊)」を「四學冊表」に改める。
第百二十二号の十二様式及び第百二十三号様式を次のように改める。

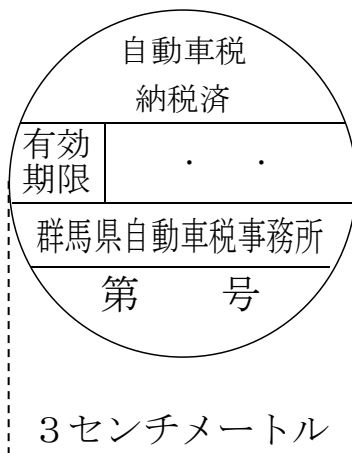
第122号の12様式

自動車税減免申請書の受理印



第123号様式

自動車税納税済印(納税証明用)



第二百二十三号の二様式、第二百二十三号の三様式及び第二百二十三号の三の二様式中「~~四~~（~~四~~）」を「~~四~~（~~四~~）」に改める。
第二百二十三号の五様式中「~~第147条~~」を「~~第150条~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四十四号様式及び第四十四号の二様式の改正規定は、同年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県税条例施行規則の規定により発せられ、又は提出されている通知書等は、改正後の同規則の相当規定により発せられ、又は提出されたものとみなす。

3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
